

再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業実施要綱

(制定) 令和4年9月5日付4産労産事第49号
(改正) 令和5年2月20日付4産労産事第250号
(改正) 令和6年2月29日付5産労産事第530号
(改正) 令和7年11月5日付7産労産事第492号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、都内を管轄する一般送配電事業者の供給区域内（以下「東京電力管内」という。）の電力系統に直接接続する大規模蓄電池の導入を推進することで、再エネ導入拡大を見据えた大規模な調整力として電力の安定供給に貢献するとともに、電力市場を通じて調整力を供出することで、電力需要最適化の取組を後押しすること等を目的として行う、「再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(事業の概要)

第2条 都は、東京電力管内の電力系統に直接接続する大規模蓄電池を導入する事業者に対して、当該設備の設置に係る経費の一部を助成する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 再生可能エネルギー電気 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマスのエネルギー源を変換して得られる電気
- 二 一般送配電事業者 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する者
- 三 蓄電システム リチウムイオン、NAS又は鉛等の蓄電池部、インバータ等の電力変換装置及び制御装置等を備えたシステム。ただし、系統受変電設備、需要設備等は含まない。
- 四 電力系統 発電、送電、変電又は配電のために使う電力設備がつながって構成し、一般送配電事業者が運用する一連の電力システム
- 五 リース契約 契約の名称にかかわらず、本助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。
 - ア 借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができるものであること。
 - イ 借主が本助成金の利益を受けられるよう、使用料金から助成金相当分が減額されていること。ただし、当事者間で合意の場合、この限りではない。
- 六 リース事業者 リース契約に基づき、助成対象設備のリースを行う者

七 リース使用者 リース契約に基づき、助成対象設備を使用する者

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象設備を別に定める期間中に設置する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 助成対象設備を活用し、別に定める各種電力市場での取引等を通じて、再生可能エネルギー電気の有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与する事業であること。
- 二 本事業の実施及びその後の各種電力市場等への調整力等の供出に関して、法令、規程、一般送配電事業者との協議等に基づいた適切な対策等を実施するものであること。
- 三 本事業以外で都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。

(助成対象事業者)

第5条 助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者のうち、助成対象事業を実施する者とする（次項の場合を除く。）。

- 一 都内に登記簿上の本店又は支店を有している法人であること。ただし、一般送配電事業者を除く。
 - 二 過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者、都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であること。
- 2 リース事業者が助成金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たすときに限り、助成金の交付対象となる。
- 一 リース事業者が前項に掲げる要件を全て満たし、助成対象事業を実施するリース使用者とリース契約を締結していること。
 - 二 前号のリース使用者が、前項に掲げる要件を全て満たす者であること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者としない。
- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

(助成対象設備)

第6条 助成対象設備は、蓄電システムであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 東京電力管内の電力系統に直接接続する設備であること。
- 二 特定の発電設備に付随し電力系統に接続する設備でないこと。
- 三 電力系統側への定格出力が 1000kW 以上の設備であること。ただし、電力系統側への定格出

力が 1000kW 未満であっても、電力系統からの引込線が同一の場所で複数の蓄電システムを新規に設置する場合であり、当該複数設備の電力系統側への定格出力合計が 1000kW 以上である場合、助成対象とする。

四 未使用品であること。ただし、電動車の駆動用等に使用された蓄電池モジュールを 2 次利用し組み込まれた蓄電システムで未使用品であるものは助成対象とする。

五 蓄電システムの種別ごとに別に定める要件を満たすものであること。

六 消防法等の各種法令に準拠した設備であること。

(助成対象経費)

第 7 条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税は除く。）のうち、別表に掲げるものとする。

(助成金額)

第 8 条 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、都の予算の範囲内において、一の助成事業につき、2,000,000,000 円を上限額とし、助成対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当分を除く。以下同じ。）に 3 分の 2 を乗じた額とする。ただし、電動車の駆動用等に使用された蓄電池モジュールを 2 次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、助成対象経費の合計額に 4 分の 3 を乗じた額とする。

2 前項の場合において、助成対象事業について国又は他の地方公共団体から補助金の交付を受ける場合にあっては、前項により算定して得た額から当該補助金の額を控除した額とする。

3 助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本事業の実施体制)

第 9 条 都は、次の各号のとおり本事業を実施する。

一 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、助成金の原資として出えんを行うものとする。

二 公社は、前号の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

三 都は、第一号の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

ア 第二号の基金を原資として、第 4 条から前条までに規定する助成金の交付を行うこと。

イ 助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言を行うこと。

(本事業の実施期間)

第 10 条 本事業の実施期間は次の各号のとおりとする。

一 助成金の交付申請の募集期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までとする。

二 助成金の交付期間は、令和 6 年度から令和 12 年度までとする。

三 前号の規定は、交付決定後に一般送配電事業者からの系統接続工事の遅延が通知された場合

に限り、令和 18 年度までの間で当該事由による事業期間の延長を認める。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、
都が別に定める。

附 則（令和 4 年 9 月 5 日付 4 産労産事第 49 号）

この要綱は、令和 4 年 9 月 5 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 20 日付 4 産労産事第 250 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 29 日付 5 産労産事第 530 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 11 月 5 日付 7 産労産事第 492 号）

この要綱は、令和 7 年 11 月 5 日から施行する。

別表 助成対象経費

費目	内容
設計費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費
設備費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）
工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配電等の工事に必要な経費